

事前災害復興対策における高台開発、 移転及び集団移転促進事業の拡充、見直しについて

四 国 部 会 提 出
説 明 担 当 須 崎 市

(理 由)

高知県版「南海トラフ巨大地震による被害想定概要」によりますと、須崎市では冬の深夜に地震が発生した場合、人的被害（死者数）は3,700人、1日後の避難者数は16,000人と想定されており、現在、市政の最重要課題として市民の命を守る防災対策を優先的に実施しているところであります。

このような状況の中、本市では津波避難対策の特別強化地域の指定を受けたことから、特に、要配慮者が利用する施設については、事前復興対策として、高台移転等も検討を行ってまいりました。

しかし、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の集団移転促進事業では、施設の用地取得造成費が補助対象として追加されましたが、用地の開発や施設整備に多額の費用が必要である一方、補助上限額が設定されていることから、財政力が脆弱な自治体の大きな課題となっております。また、市民の方が高台移転を望まれても、補助上限額の設定に加えて、元地の危険区域指定によるコミュニティ破壊の危険性もあるなど、現状では、高台移転につきましても困難な状況にあります。

このことから、近い将来発生する南海トラフ地震津波から尊い市民の生命を守るためにも、事前復興対策としての高台移転用地の確保はたいへん重要でありますので、以下の3点につきまして特段の措置を講じていただきますよう、強く要望をいたします。

- 1 津波避難対策緊急事業計画に基づき、集団移転促進事業を実施する場合の国の補助上限額を撤廃または引き上げること。
- 2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における医療機関や福祉施設等への新たな助成制度を創設すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における事前復興対策として、高台移転用地の開発費の助成制度を創設すること。